

京都市告示第714号

京都市宇津峽公園の指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市宇津峽公園条例第4条ただし書きの規定に基づき、供用時間の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年3月23日

京都市長 門川大作

期間	現行供用時間	変更供用時間
令和5年4月1日 から令和9年3月 31日まで	(1) コテージ 利用を開始する日の午後2時から利用を終了する日の午前10時まで。	(1) コテージ 利用を開始する日の午後2時から利用を終了する日の午前10時まで。日帰りで利用する場合は、正午から午後5時まで。
	(2) オートキャンプ場 利用を開始する日の午前11時から利用を終了する日の午前10時まで。	(2) オートキャンプ場 利用を開始する日の正午から利用を終了する日の午前11時まで。
	(3) デイキャンプ場 午前10時から午後5時まで。ただし、7月1日から8月31日までは、午前10時から午後6時まで。	(3) デイキャンプ場 午前8時30分から午後5時まで。ただし、7月1日から8月31日までは、午前8時30分から午後6時まで。宿泊利用者が夜間交流会等を行う場合は、指定管理者の許可により午後9時まで。

(産業観光局農林振興室農林企画課)